

町田市産業振興基本条例の一部を改正する条例

町田市産業振興基本条例（平成２０年１２月町田市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

前文中「踏まえるとともに」の次に「、労働力人口の減少や技術革新など」を加える。

第４条第３項中「及び」を「、事業承継を円滑に行うための支援、」に改め、「図るための支援」の次に「及び働きやすい環境を整備するための支援」を加え、同条に次の１項を加える。

５ 市は、地域産業の発展のため、市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、市内事業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由説明)

町田市では、町田市産業振興基本条例に基づき、産業振興に関する施策を展開してきた。しかし、ＩＣＴ技術の産業分野への急速な普及や、消費者の価値観の変化、経済のグローバル化など、市の産業振興を取り巻く環境が大きく変化している。

本案は、このような環境変化に対応しながら、地域経済の持続的な発展を促すため、以下の視点から改正するものである。

第１に、今後想定される労働力人口減少やＡＩ、ＩｏＴなどの技術革新に留意した、産業振興施策を展開すること。

第２に、町田市の地域経済、地域産業の持続的な発展のためには、地域の資源を使って、新たな価値を生み出していく「地域内の経済循環」が重要である。そのため、市で行う工事等について、市内事業者の受注機会の増大に努めること。

町田市産業振興基本条例新旧対照表

改正後	改正前
前文 今日まで、町田市の産業は、交通結節性の高さや人口増加を背景として、大きな発展を遂げてきた。とりわけ、古くから二・六の市として栄えた町田駅周辺は、現在では「商都町田」と称される一大商業拠点を形成し、市内外から多くの人が訪れている。また、市内には多摩丘陵の豊かな自然も多く残っており、これらの町田市の特性は、これからの市内の産業にとって多様な機会と可能性を与えてくれている。 しかし、これら市内の優れた資源や資質を十分に産業に活かしかれていないことや、他方、市外への就労の割合が依然として少なくないことなど、都市として十分に自立している状況にはない。成熟した都市となるためには、市内での就労機会を拡大するとともに、消費活動においても、さらなる需要を呼び込み続けていくことが求められる。 これからの町田市の産業は、このような状況を踏まえるとともに、<u>労働力人口の減少や技術革新など</u>、社会経済環境の変化を的確に捉え、市民生活や地域の環境と調和のとれた振興が必要である。そのためには、様々な産業が連携し、地域資源を最大限に活用していくとともに、顧客の視点に立ち、顧客にとって価値あるものを提供し続けていかななくてはならない。 このような認識のもとに、町田市の産業の持続的な発展を通じ、地域の魅力を高め、活力のあるまちを実現するために、この条例を制定する。 (市の責務) 第4条 略 2 略 3 市は、地域の特性を活かした企業誘致を推進し、並びに創業の支援、<u>事業承継を円滑に行うための支援、事業者の事業の拡大を図るための支援及び働きやすい環境を整備するた</u>	前文 今日まで、町田市の産業は、交通結節性の高さや人口増加を背景として、大きな発展を遂げてきた。とりわけ、古くから二・六の市として栄えた町田駅周辺は、現在では「商都町田」と称される一大商業拠点を形成し、市内外から多くの人が訪れている。また、市内には多摩丘陵の豊かな自然も多く残っており、これらの町田市の特性は、これからの市内の産業にとって多様な機会と可能性を与えてくれている。 しかし、これら市内の優れた資源や資質を十分に産業に活かしかれていないことや、他方、市外への就労の割合が依然として少なくないことなど、都市として十分に自立している状況にはない。成熟した都市となるためには、市内での就労機会を拡大するとともに、消費活動においても、さらなる需要を呼び込み続けていくことが求められる。 これからの町田市の産業は、このような状況を踏まえるとともに、社会経済環境の変化を的確に捉え、市民生活や地域の環境と調和のとれた振興が必要である。そのためには、様々な産業が連携し、地域資源を最大限に活用していくとともに、顧客の視点に立ち、顧客にとって価値あるものを提供し続けていかななくてはならない。 このような認識のもとに、町田市の産業の持続的な発展を通じ、地域の魅力を高め、活力のあるまちを実現するために、この条例を制定する。 (市の責務) 第4条 略 2 略 3 市は、地域の特性を活かした企業誘致を推進し、並びに創業の支援<u>及び事業者の事業の拡大を図るための支援</u>を推進するものとする。

町田市産業振興基本条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>めの支援を推進するものとする。</u> 4 略 <u>5 市は、地域産業の発展のため、市が行う工</u> <u>事の発注、物品及び役務の調達等に当たって</u> <u>は、市内事業者の受注の機会の増大に努める</u> <u>ものとする。</u>	4 略